

愛媛県食品ロス削減推進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第12条の規定に基づく愛媛県食品ロス削減推進計画の策定に関し、専門的及び総合的立場から必要な事項を検討するため、愛媛県食品ロス削減推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討協議する。

- (1) 食品ロスの削減に関する基本的な方向に関する事項
- (2) 食品ロスの削減のための推進施策に関する事項
- (3) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、知事が委嘱する委員10名以内をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、委員が互選する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、必要があるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 委員は、会議に出席できないときは、書面で意見を提出することができる。

(解散)

第5条 委員会は、その職務を達成したときに解散する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、県民環境部環境局循環型社会推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月8日から施行する。